

# 資料4

## 生駒市避難行動要支援者避難支援プラン

生駒市

令和6年3月



## 目次

# 目次

第1章 総則	1
1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 基本方針	1
4 構成	2
第2章 避難支援体制の構築	2
1 支援体制の整備	2
2 関係機関の役割	2
第3章 避難行動要支援者情報の把握・共有	4
1 避難行動要支援者リストの作成	4
2 避難行動要支援者リストの対象者(避難行動要支援者の要件)	4
3 情報の収集	4
4 避難行動要支援者リストの適正管理	5
第4章 個別避難計画の作成と避難行動要支援者登録制度	6
1 個別避難計画の作成	6
2 個別避難計画の対象者	6
3 個別避難計画の内容	6
4 個別避難計画の適正管理	7
5 避難行動要支援者登録制度	7
第5章 避難情報等の発表	8
1 避難情報	8
2 避難情報等の発表・発令の判断基準	8
第6章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施	9
1 情報伝達	9
3 安否確認	10
第7章 避難所における支援体制	12
1 避難所の開設	12
2 福祉避難所の設置	12
3 運営における留意事項	13

## 生駒市避難行動要支援者避難支援プラン

### 第1章 総則

#### 1 趣旨

生駒市避難行動要支援者避難支援プラン(以下「避難支援プラン」という。)は、市域において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の生命、身体を守るため、避難行動要支援者の自助と地域の共助を基本として、防災部局のほか地域組織及び福祉関係団体並びに医療機関等(以下「支援機関」という。)が協力して迅速かつ的確な避難支援を図るため、市が策定するものである。

#### 2 位置づけ

この避難支援プランは、生駒市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)の第2部第1章第6節に規定する避難行動要支援者の安全確保に関連して作成するものであり、災害予防計画及び災害応急対策計画を具体化したものである。

《 生駒市地域防災計画における位置付け 》

第2部 災害予防計画

第1章 市民の防災力の向上 — 第6節 避難行動要支援者の安全確保

#### 3 基本方針

##### (1) 対象とする者

避難行動要支援者とは、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。(災害対策基本法第49条の10第1項)

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。(同法第8条第2項第15号)

この避難支援プランでは、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の者を避難行動要支援者として位置づけて、避難支援を重点的かつ優先的に進める。

##### (2) 対象とする地域

この避難支援プランの対象地域は、本市全域とするが、実情に合わせた効果的な整備を進めるうえで、地域防災計画に掲載する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等、浸水想定区域に対する避難対象地域等の災害の危険性がある箇所又は区域(以下「災害危険区域等」という。)など、特に被災リスクの高い地域を重点的かつ優先的な対象地域とする。

##### (3) 対象とする災害

この避難支援プランで想定する災害は、風水害、土砂災害及び市内全域に重大な被害をもたらすおそれのある地震災害とする。また、その他の災害においても、この避難支援プランに準じた対応を実施するものとする。

## 4 構成

この避難支援プランは、避難行動要支援者の避難支援に関する全体的な考え方を示した「全体計画」と、避難行動要支援者一人ひとりに対する支援方法等を示した個別計画(以下「個別避難計画」という。)によって構成されるものである。

## 第2章 避難支援体制の構築

### 1 支援体制の整備

#### (1) 避難行動要支援者と家族における避難支援体制の整備

避難行動要支援者とその家族は、物品の備えだけでなく、日頃から地域と積極的に交流し、避難行動の支援を行いやすい関係性づくりに努めるものとする。

#### (2) 地域における避難支援体制の整備

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、日頃から地域の要援護者の所在や状態について把握するとともに地域の支援ネットワークづくりを促進し、災害時には協力して要援護者の避難支援が実施できる体制の整備に努める。

#### (3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制の整備

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設利用者に対する災害時の対応方法を定めておくとともに、避難支援に必要な情報提供を利用者に対して行う。

また、災害時には自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努める。

#### (4) 市における避難支援体制の整備

市は、この避難支援プランの円滑な運用を図るため、防災担当部局と協力して避難行動要支援者の避難支援のための業務を推進するものとする。

日頃から避難行動要支援者リストや個別避難計画の作成、管理を行うとともに、避難行動要支援者本人やその家族からの相談等を受けるための体制を整備する。

また、災害時には「福祉班」を編成して、情報の収集や伝達に努め、支援を受けられない避難行動要支援者に対して必要な避難支援が実施できる体制を整備する。

### 2 関係機関の役割

#### (1) 避難行動要支援者と家族の役割

- ① 家族で支えあい行動するための準備
- ② 近隣住民との関係性の構築
- ③ 防災訓練への積極的な参加
- ④ 心身の状態や必要な支援内容の支援関係者への共有
- ⑤ 防災・避難に関する情報収集

- (2) 自治会、自主防災組織、民生・児童委員の役割
  - ① 避難行動要支援者の把握及び調査への協力
  - ② 個別避難計画の作成、更新作業への協力
  - ③ 個別避難計画作成(避難行動要支援者登録)への働きかけ
  - ④ 避難行動要支援者参加型の防災訓練の企画・実施
  - ⑤ 災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
  - ⑥ 避難所における避難行動要支援者の心のケア
  - ⑦ 災害時における避難行動の支援
  
- (3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割
  - ① 災害時における業務継続計画に基づくサービスの提供
  - ② 避難行動要支援者を収容できる福祉避難所の運営及び設備の充実
  - ③ 避難行動要支援者の把握及び調査への協力
  - ④ 個別避難計画の作成、更新作業への協力
  - ⑤ 個別避難計画作成(避難行動要支援者登録)への働きかけ
  - ⑥ 災害や避難支援に関する知識の普及啓発
  
- (4) 消防団の役割
  - ① 災害時における避難情報等の伝達
  - ② 災害時における避難行動の支援又は救助
  
- (5) 市の役割
  - ① 避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成・管理
  - ② 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
  - ③ 支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立
  - ④ 一般の指定避難所における避難行動要支援者に配慮した設備の改善
  - ⑤ 一般の指定避難所では対応が困難な避難行動要支援者を収容できる避難所(以下「福祉避難所」という。)の指定
  - ⑥ 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備
  - ⑦ 避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
  - ⑧ 避難行動要支援者参加型の防災訓練の企画・実施
  - ⑨ 避難情報等の発表及び伝達
  - ⑩ 災害時における避難支援
  - ⑪ 災害時における避難行動要支援者の避難状況の把握及び安否確認
  - ⑫ 避難所における避難行動要支援者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

### 第3章 避難行動要支援者情報の把握・共有

#### 1 避難行動要支援者リストの作成

市は、市域における避難行動要支援者の全体像を把握するため、市の福祉関係課から収集した情報と、民生・児童委員による調査結果や関係機関から収集した情報により避難行動要支援者リスト(以下「避難行動要支援者リスト」という。)を作成する。

なお、要配慮者のうち、妊産婦、乳幼児、外国人については、対象となる者の移り変わりが著しいことから、市の関係部課において支援が必要な状況にある者の把握に努めるものとする。

#### 2 避難行動要支援者リストの対象者(避難行動要支援者の要件)

避難行動要支援者リストの対象者は、次に掲げる者のうち、在宅の者とする。

- ① 70歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
- ③ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級・2級の者
- ④ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けているA判定の者
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平成7年法律第94号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級の者
- ⑥ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑦ 前各号のほか、関係機関において個別避難計画作成が必要であると認められる者

#### 3 情報の収集

##### (1) 市による情報の収集

市は、避難行動要支援者リストを作成するため、災害対策基本法第49条の10第3項の規定により、福祉関係課が保有する次に掲げる台帳から避難行動要支援者の要件に合う者の情報を収集する。

- ① 住民基本台帳
- ② ひとり暮らし高齢者台帳
- ③ 要介護認定台帳
- ④ 身体障害者更生指導台帳
- ⑤ 療育手帳交付台帳
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
- ⑦ 市の関係部課において支援が必要な状況にあると判断している者

##### (2) 関係機関の協力による情報の収集

市は、次に掲げる関係機関の協力で行う調査、情報提供等により避難行動要支援者の情報を収集する。この調査等は、収集した情報に基づき、「避難行動要支援者調査票」を用いて避難

行動要支援者に対して調査を行うものとするが、収集する情報の項目を満たす独自の様式等を利用することもできる。

- ① 民生・児童委員によるひとり暮らし高齢者世帯への訪問調査
- ② 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者及び生活支援センター等からの情報の提供
- ③ 郡山保健所が所管する特定疾患医療受給者台帳に基づく情報の提供
- ④ その他必要に応じて実施される情報の提供
- ⑤ ごみ収集(まごころ収集)を通じた情報の提供

### (3) 収集する情報の項目

避難行動要支援者リストに記載する避難行動要支援者の情報は、次のとおりとする。

- ① 所属する自治会
- ② 避難行動要支援者の要件区分(介護・障がい等の状況)
- ③ 氏名 続柄
- ④ 世帯構成(氏名、続柄、性別、年齢)
- ⑤ 性別
- ⑥ 生年月日(年齢)
- ⑦ 住所
- ⑧ 電話番号
- ⑨ 緊急連絡先(ひとり暮らしの場合のみ)
- ⑩ 災害時における避難に関する事項
- ⑪ ひとり暮らし高齢者調査情報(民生・児童委員、受診医療機関、通院、健康状態、食生活等)
- ⑫ 住民コード
- ⑬ その他の特記事項

## 4 避難行動要支援者リストの適正管理

### (1) 保管及び使用の制限

市は、避難行動要支援者リストを電子計算組織上に電子データ化して保管し、次に掲げる目的にのみ使用できる。

- 1) 避難行動要支援者の把握及び情報の更新
- 2) 避難行動要支援者登録制度への登録促進
- 3) 安否情報の確認

### (2) 情報の更新

避難行動要支援者リストの適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠であるため、時期を定めて年1回以上行うものとする。また、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努める。

### (3) 情報の共有

避難行動要支援者リストに記載する情報は、市の防災関係課においても共有するものとする。

また、関係機関の協力による調査等の対象者に関する情報については、その関係機関との間に限り共有することができる。

なお、避難行動要支援者リストに記載されている内容には個人情報が含まれることを考慮し、法令等により守秘義務が課せられている関係機関以外と情報を共有する場合、情報の提供を受ける関係機関は、「避難行動要支援者等に係る秘密の保持に関する誓約書」を市に提出するものとする。

## 第4章 個別避難計画の作成と避難行動要支援者登録制度

### 1 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者本人又はその家族等とともに、個々に対応する避難支援員や支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、避難行動要支援者リストを活用した避難行動要支援者への聞き取り調査を基本としながら、市が、自治会、自主防災組織、民生・児童委員又はその他の関係機関に協力を依頼して作成する。

また、避難行動要支援者自らによる作成や、第三者から提供される情報をもとに実施する調査に基づいて作成することもできる。

### 2 個別避難計画の対象者

個別避難計画は、避難行動要支援者リストに登載された避難行動要支援者のうち、次に掲げる者について重点的かつ優先的に作成する。

- ① 災害危険区域等に居住する者
- ② 同居又は同一敷地内に家族がいない者
- ③ 利用している福祉サービス提供施設等からの災害時の支援がない者
- ④ 家族など身近にいる者のみでは十分な支援を行えない者
- ⑤ 居住者が障がい者のみの世帯の者
- ⑥ 前各号に準じる状態にある者

### 3 個別避難計画の内容

個別避難計画書には、避難行動要支援者リストに記載された項目と併せて避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

- ① 加入している自治会名(未加入の場合は、管轄の自治会名)
- ② 避難支援員
- ③ 避難方法

- ④ かかりつけの医療機関、福祉サービス利用状況
- ⑤ 携行する医薬品等
- ⑥ 情報伝達での留意事項
- ⑦ 避難誘導時の留意事項
- ⑧ 避難場所
- ⑨ 自宅で想定されるハザード状況
- ⑩ 避難経路
- ⑪ 避難先での留意事項
- ⑫ 支援者への情報提供に関する同意の確認

#### 4 個別避難計画の適正管理

##### (1) 保管及び使用の制限

市は、避難行動要支援者に関して収集した情報を避難行動要支援者リストに追加するとともに、作成した個別避難計画を台帳として整備し、福祉関係課において保管する。

なお、市及び支援者は、個別避難計画を避難行動要支援者の避難支援に関する目的以外に使用してはならない。

##### (2) 情報の更新

個別避難計画の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠である。

市の福祉関係課は、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、避難行動要支援者本人及び避難支援員による確認のもとで随時に追加や修正を行い、常に計画の内容を適正に保つよう努める。

##### (3) 情報の共有

個別避難計画に記載された情報は、市及び避難行動要支援者本人のほか、避難行動要支援者本人、その家族等が情報提供に関して同意した避難支援員又は支援機関で共有する。

##### (4) 緊急時の情報提供

災害時において避難行動要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく救出活動等を行う者又は機関に対してリスト及び個別避難計画の情報を提供できるものとする。

#### 5 避難行動要支援者登録制度

##### (1) 避難行動要支援者台帳の作成

市は、避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者リストの対象者に「避難行動要支援者調査票」、「避難行動要支援者台帳登録申請書兼個別避難計画書」等を発送し、制度に関する周知とともに、避難行動要支援者台帳の登録への意思確認、個別避難計画書における個人

情報の関係機関への情報提供に関する避難行動要支援者本人や家族の同意をもって避難行動要支援者台帳(以下「台帳」という。)を作成する。

#### (2) 台帳の情報共有及び管理

市は、避難行動要支援者本人や家族からの個人情報提供に関する同意を得た地域の支援機関等と情報を共有する。台帳の情報共有について、災害対策基本法第49条の16の規定に準拠し、誓約書の提出により、避難行動要支援者情報の漏えい防止に努め、適正に管理するとともに、取り扱いについて十分注意するものとする。

#### (3) 台帳の情報更新

市は、年1回、台帳の情報更新を行うとともに、避難行動要支援者リストに変更があった場合、または、地域の関係機関から避難行動要支援者情報等の変更の届け出があった場合、適宜、最新の情報に更新する。

#### (4) 登録窓口の設置

市は、避難行動要支援者自らの申し出により個別避難計画の作成ができる、避難行動要支援者登録制度(以下「登録制度」という。)を設ける。そのため、市の福祉関係課に登録窓口を設置するものとする。

登録は、「避難行動要支援者台帳登録申請書兼個別避難計画書」の提出によって行うものとする。

## 第5章 避難情報等の発表

### 1 避難情報

市は、あらかじめ災害の発生や状況の悪化が予測できる場合において、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報、又は避難支援員が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として「避難情報」を発表する。

### 2 避難情報等の発表・発令の判断基準

市は、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、被害発生情報と、避難行動に適切な時間帯等を総合的に判断して、生駒市地域防災計画に基づき避難情報を発令する。

《避難情報の発令の条件》

区分	発令の要件	住民に求める行動
高齢者等避難 警戒レベル3	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、避難に時間を要する高齢者や障がい者等の要配慮者のかたがたにいち早く安全な場所に避難していただく必要があると認めるとき(市の避難基準に準ずる)	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援員は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示 警戒レベル4	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき(市の避難基準に準ずる)	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始 ・屋内で安全確保できる場合は、屋内で安全を確保する
緊急安全確保 警戒レベル5	災害が既に発生しており、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき(市の避難基準に準ずる)	・命を守るための最善の行動

第6章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施

1 情報伝達

(1) 情報伝達体制の整備

1)市

市は、災害時における避難情報等や災害関連情報について、避難行動要支援者本人のみならず、その家族や避難支援員に対しても広く周知を図る必要がある。また、発生しうる電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう、特定の伝達手段にとらわれないことなく、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、提供する情報については、聴覚障がい者や外国人にも配慮して外国語や文字放送を行うなど情報発信での支援を行うよう努める。

《多様な情報伝達手段の確保》

情報伝達手段	音声	文字
同報系防災行政無線	○	
緊急速報メール		○
市登録制メール(緊急・災害情報メール)		○
放送事業者(テレビ、ラジオ)への情報提供(Lアラート)によるメディア放送	○	○
市の広報車による広報	○	
市ホームページ、SNS		○

## 2) 避難支援員及び関係機関

避難支援員や避難行動要支援者を支援する関係団体等は、市が提供する避難情報や災害情報等を確実に取得するため、市登録制メールの積極的な導入を進めるとともに電話連絡網等による情報伝達体制の整備を図る。

## (2) 情報伝達の実施

### 1) 市

市は、避難情報等や災害情報を発表したとき及び避難所を開設したときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して市民への情報の提供、伝達を行う。

また、市は、災害危険区域に在り、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、生駒市地域防災計画において「要配慮者利用施設」として規定し、電話又はファックス、緊急速報メール、市登録制メールを用いて、避難情報や災害情報等を伝達するとともに、地域防災計画の規定に基づいて、当該地区の自治会等に対しても同様に避難情報や災害情報等を伝達する。

### 2) 避難支援員

情報伝達を行う避難支援員は、市や防災関係機関が発表する情報を入手し、又は情報の伝達を受けたときは、直ちに自らが担当する避難行動要支援者本人又はその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を勧める。

また、避難情報等が発表された場合は速やかな避難を促すものとする。

### 3) 関係機関

避難行動要支援者を支援する関係団体等は、避難行動要支援者の様子を電話又は直接訪問によって確認し、台風等が接近していることなどを伝えるとともに、避難情報等が発表されているときは避難の開始を促し、自ら避難できるものに対しては早期の自主避難を勧める。

## (3) 避難誘導における留意事項

避難支援員及び関係機関は、風雨が強い場合や浸水が始まっているなど自身の安全が確保できない状況においては、専門的な装備や資機材が必要となることから無理な外出は控え、市の福祉班、消防本部、消防団に状況を連絡して応援を要請する。

また、罹災等のショック等による急激な容体の悪化や怪我をした避難行動要支援者については、緊急度に応じて、かかりつけ医療機関への搬送や、救急車を要請するなど早めの対応を図る。

そのほか、医療行為が必要な避難行動要支援者についても、かかりつけの医療機関又は医療機関との連携を図る。

## 3 安否確認

### (1) 安否情報の収集体制の整備

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、避難支援員、関係機関は、協力して迅速かつ的確に避難行動要支援者の安否確認を行う。

### 1)市

市は、避難支援員や関係機関による安否情報の集約や照会に一元的に対応するため、福祉班に安否情報窓口を設置する。

### 2)避難支援員

避難支援員は、常に担当する避難行動要支援者の連絡先を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な安否確認が実施できる体制を整備する。

### 3)関係機関

避難行動要支援者を支援する関係団体等は、関係する避難行動要支援者の安否について相互に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内での把握に努める。

- ① 自治会、民生・児童委員、自主防災組織等は、日頃の地域活動を通じて避難行動要支援者の所在や避難先となりうる場所等を把握し、地域における情報の集約を図り、市の安否情報窓口への円滑な情報提供ができる体制を整備する。
- ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者及び生活支援センター等は、介護支援専門員(ケアマネジャー)又は相談支援専門員がホームヘルプサービス等の利用者の安否について確認し、市の安否情報窓口へ情報を提供できる体制を整備する。

また、各種福祉サービス事業者等とのネットワークを活用した安否確認の体制づくりに努めるものとする。

## (2) 安否確認の実施

安否確認は、避難支援員及び関係機関が持つ連絡網等を最大限に活用して可能な限り直接の連絡により迅速に安否の確認を行うものとする。

市は、避難行動要支援者リストと関係機関が把握した安否情報や避難所の避難者名簿等を照らして避難の状況を把握しつつ、避難行動要支援者に係る問い合わせ等への対応を行うものとする。

避難支援員又は支援を実施した者は、避難行動要支援者を避難所や親族宅等へ移送した場合のほか消息が不明な者について市の安否情報窓口へ連絡し、生命、身体に影響するような被害が想定される者があるときは、速やかに消防機関及び警察等との連絡を図り、救出活動のための体制を整える。

## 第7章 避難所における支援体制

### 1 避難所の開設

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整えるとともに、避難所を開設したことについて、多様な情報伝達手段を活用して住民への周知を図るものとする。

### 2 福祉避難所の設置

#### (1) 福祉避難所の必要性

避難行動要支援者は、日常的に介護、支援等が必要な場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護等が必要となるケースが少なからず発生することが予想されるとともに、一般の避難所は、階段や段差が多いこと、障がい者用トイレがないことなど、必ずしも高齢者や障がい者等に配慮した構造になっていないほか、常に介助が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。

このことから、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけ、福祉避難所への対応を図るものとする。

市は、避難行動要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている避難所(以下「福祉避難所」という。)の設置について、一般の避難所とは別に指定するよう努める。

#### (2) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、避難行動要支援者等であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の者とする。

また、対象者を介助する家族等も対象者とともに避難することができる。

#### (3) 福祉避難所となる施設

市は、福祉避難所として市内で利用可能な施設の状況を把握するものとする。利用可能な施設とは、次に掲げる施設とする。

- ① 特別養護老人ホーム等の入所可能な老人福祉施設
- ② 入所可能な障がい福祉施設
- ③ 一般の避難所で、介護や医療相談等を受けるための空間を確保できる施設

#### (4) 福祉避難所の指定と利用

市は、前記の施設等に対して福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる市内数か所の施設を福祉避難所として指定することができる。

市は、福祉避難所を指定する場合は、当該施設との間で、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受入可能人数、受入態勢、(運営スタッフ、備品、備蓄物資など)、業務の範囲、情報伝達体制、費用負担等について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受入、運営を図るものとする。

また、市は、災害時において指定した福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り受入れ可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。

なお、福祉避難所の利用は、緊急避難的な場所の利用の場合であり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別なサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとする。

### 3 運営における留意事項

#### (1) 避難所生活での配慮

##### 1) 救援物資の供給に関する配慮

市及び避難所運営委員会は、避難所の運営にあたっては避難行動要支援者に配慮する。

##### 2) 情報提供での配慮

避難者への情報提供は、音声だけでなく聴覚障がい者にも配慮して必ず掲示も併用する。また、外国人への配慮として、外国語やイラストも用いて理解しやすい内容で掲示を行うよう努める。

#### (2) 心身の健康管理

##### 1) 医療班による巡回

医師、保健師、看護師、栄養士等が避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに必要な医療ケアを行うことにより、障がいの重度化や合併症の予防に努める。

また、ライフラインが停止している状況で自宅での生活をおくる被災者に対しても、巡回による医療ケアの実施に努める。

##### 2) こころのケア

災害による大きなショックや強い不安感、又は長期化する避難所生活のなかでのストレスの蓄積による精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちによる話しかけや気軽な手伝いなど、避難行動要支援者への理解と交流を行う。

また、精神科医や臨床心理士、保健師等の協力を得て「こころのケア」の実施に努める。